

同時発表：沖縄総合事務局

令和7年8月18日
海事局安全政策課

船員法等関係法令に違反した船舶所有者を公表します (令和7年度第1／四半期)

国土交通省では、船員の労働条件・労働環境の適正な整備、船舶の航海の安全の確保等を図るため、船員法等関係法令（※）に違反した船舶所有者について、船員災害等の防止や注意喚起、法令の遵守及び航海の安全の確保等に対する警鐘とすることを目的に、四半期ごとに公表を行っております。

今回は、令和7年度第1／四半期において、船員法等関係法令の違反に関する累計ポイントが一定以上に達した船舶所有者について、別紙のとおり公表し、国土交通省ホームページへ一定期間（6ヶ月）掲載いたします。

◎公表の対象

- ・ 船員法第101条第1項に基づく「是正命令」に従わない船員法上の船舶所有者
- ・ 船員法等関係法令に違反し、累積ポイント（ポイント継続期間は最長2年間）が、120ポイント以上となった船員法上の船舶所有者
- ・ その他、公表が必要と認められる船員法上の船舶所有者

◎公表対象期間

- ・ 令和7年度第1／四半期（令和7年4月～6月）

※船員法等関係法令・・・船員法、労働基準法、賃金の支払の確保等に関する法律、船員災害防止活動の促進に関する法律、最低賃金法



<問い合わせ先>

海事局安全政策課 榎本、木村

TEL 03-5253-8111（代表）（内線 43553、43514）

03-5253-8631（直通）

船員法等関係法令違反船舶所有者(令和7年度第1／四半期(令和7年4月～6月分))

公表年月日	船名	船種 又は 業種	船舶所有者名 (法人にあっては 代表者名) 法人番号	所在地	処分を行った日 又は公表ポイント となった日	行政処分を行った主 な理由	行政処分内容等 (条項等)	備考 (所管局)
令和7年8月18日	第二東新丸	貨物船	株式会社トウエイ (法人番号：9360001008989)	沖縄県 浦添市	令和7年5月12日	船員の雇入契約書の 記載事項を適切に記 載していない、船員 の雇入契約書の写し を船内に備え置いて いない等の違反事実 を確認したため。	戒告 (船員法第36条第2 項、第36条第3項 等)	沖縄総合 事務局

※公表理由：船員法等の違反に対する累積ポイントが120ポイント以上となったため。
※公表内容に関する問い合わせ先（管轄局）

沖縄総合事務局運輸部 運航労務監理官

電話098－866－0031